

第1号様式記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設(以下「事業所等」という。)の指定や廃止などに伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者(法人)番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」

新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第115条の32第2項関係の(整備)に○を付けること。

届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第115条の32第4項関係の(区分の変更)に○を付けること。

なお、届出先区分の変更が生じた事業は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業所	厚生労働大臣
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

(5) 「連絡先」

届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項(整備)関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」について、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。
- 書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付してさしつかえないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

- (3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」

事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること

第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。

第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。

(既存資料の写し及び両面印刷可)

第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- (4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入の必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項(区分の変更)関係】

- (1) 事業所等の指定や廃止等により、届出区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

- (2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。

- (3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。

なお、届出先区分の変更に合わせて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

- (4) 「5 区分変更」欄

「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)

「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること

受付番号に記入する必要はありません。

受付番号

届出日を記入してください。

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容と一致させてください。

墨田区長 あて

事業者(法人)番号に記入する必要はありません。

事業者名称 隅妥川株式会社
代表者氏名 墨田 太郎

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

1 届出の内容

- (1)法第115条の32第2項関係(整備)
- (2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)

業務管理を整備し届出する場合は、(整備)に○を付けてください。

2

フリガナ
名称

スダガワカブシキガイシャ
隅田川株式会社

事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種類、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

主たる事務所
の所在地

(〒131-00*)
東京 都道 墨田 区市 吾妻橋×丁目 番号
府県 郡

法人の種類

営利法人

代表者の職名・
氏名・生年月日

職名	代表取締役	フリガナ	スミダ タロウ	生年	年月日
		氏名	墨田 太郎	月日	昭和××年月日

代表者の住所と

(〒120-00)
東京 都道 足立 区市 ×××一丁目2番3-1456号
府県 郡

3 事業所名称等
及び所在地

事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号	所在地
-------	-----------	-----------	-----

- 介護予防、介護予防支援を含み、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を記入して下さい。
- 「事業所名所」欄最後に事業所等の合計数を記入してください。

- 欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
- 添付資料は、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
- なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。

添付資料
計 力所

第1号様式

4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 墨田 花子(スミダ ハナコ)	生年月日	昭和57年12月22日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要		
	<p>○届出する事項については該当する番号全てに○を付けてください。 ○第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。 ○第3号及び第4号を届出する場合は、概要等がわかる資料を添付してください。 ○添付資料は、既存資料については、(参加資料)に御留意ください。</p>			
5 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課			
	事業者(法人)番号			
	区分変更の理由			
	業務管理体制を整備し届出する場合は、5の欄に記入する必要はありません。			

連絡先	所属	総務部 総務課	メールアドレス	****@*****.***	電話番号	〇〇〇-×××-
	フリガナ	カイゴ タロウ				
	氏名	介護 太郎				

(A4)

記載内容等についての連絡を行う場合がありますので、この届出に係る連絡先を記入してください。